令和3年8月佐賀県豪雨災害義援金 募集要綱

社会福祉法人佐賀県共同募金会

1 趣 旨

令和3年8月11日から発生した豪雨災害により、県内各地で人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、3市町(武雄市、嬉野市、大町町)において災害救助法が適用されたことを受け、佐賀県では義援金を募集されます。

これを受け、佐賀県共同募金会(以下「本会」という。)においても、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 名 称

令和3年8月佐賀県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和3年8月23日(月)から令和4年3月31日(木)まで

4 受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
佐賀銀行(※1)	県庁支店	普通預金 3044860	社会福祉法人佐賀県共同募金会
ゆうちょ銀行 (※2)	00910-4-284209		佐賀県共募令和3年8月佐賀県豪雨 災害義援金

- ※1 佐賀銀行各本支店の窓口において専用振込用紙を使用した場合、振込手数料は無料です。 また、全国地方銀行協会加盟銀行の窓口での振込手数料は無料です。
- ※2 ゆうちょ銀行における窓口での振込手数料は無料です。
- ※3 上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 配分方法

本会で取りまとめた義援金については、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、市町から被災者へ配分されます。

6 税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和3年8月佐賀県豪雨災害 義援金 募集要綱」を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

8 附 則

この要綱は、令和3年8月23日から施行します。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人佐賀県共同募金会 〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号 TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980 E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp